

街路樹維持管理業務委託 仕様書

1. 業務目的

本業務は、逗子市内の道路及び道路用地に植樹された街路樹を適正に管理し、良好な都市環境を保つことを目的とする。

2. 対象樹木本数及び委託箇所

委託内訳表及び別図参照。

3. 業務内容

(1) 業務計画書の作成

業務着手に先立ち、以下の内容を網羅した業務計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- ・業務内容
- ・人員配置計画
- ・作業工程
- ・安全対策
- ・作業報告等

(2) 業務報告書の作成

作業内容を記した月報を毎月 1 回、発注者に提出すること。また、年度末に業務内容を報告書としてまとめ、写真と共に提出すること。

(3) 作業内容

ア 支障枝等剪定（通年作業）

発注者からの指示を受け、別紙委託内訳の範囲内で剪定作業を行う。剪定作業は樹形を整え、樹形を損なうような過度の伐採を行わないようにすること。

なお、対象は以下のとおりとする。

- ・車道上で 4.5 メートル以下に位置する幹及び枝。
- ・民地に入り込んでいる枝。（民地から原則 50cm 以上離れるように剪定する。）
- ・歩道上で歩行の支障になっている幹及び枝。
- ・電線、標識等と交錯、干渉している枝。
- ・枯れ枝、病虫害の枝。
- ・折れた場合、危険が予想される枝（危険枝）
- ・からみ枝、逆さ枝、平行枝等の樹木の健全性を損なう枝。
- ・胴吹き及びヤゴを付け根から切り取る。
- ・育ち過ぎた枝、幹は切り詰め、樹形を整えること。

※太い枝を剪定した場合は、必要に応じて切り口に防腐剤等を塗布すること。

イ 中低木管理（年２回作業）

樹木の特性に応じて、高さや枝幅に注意しつつ、切詰め、中すかし、枯枝及び枯株の除去等、中低木の樹冠を整えるために、面的に刈払うこと。

ウ 薬剤散布（年２回作業）

毛虫が発生する時期に桜を対象に薬剤を散布する。散布時間は、通行人の少ない深夜から早朝にかけて行い、散布作業している際は交通誘導員を配置させ、通行人がいないことを確認した上で散布すること。

なお、病虫害の駆除のため使用する薬剤の取扱いについては、十分注意するとともに、特に事前に周辺の住民や関係者にチラシ等で周知徹底を図り、事故のないように配慮しなければならない。

エ 除草（年２回作業）

雑草等の状況を確認し、計画的に区域を定め、手取りにて除草を行うこと。

オ その他

J R 逗子駅前広場に設置されているフラワーポットに春・夏秋・冬の時期に適した花の植え替えを行う。

なお、花の種類については、日持ちする花を選び、植替え前に発注者の承諾を得ること。

４．業務時の注意点

（１）樹木剪定を熟知した経験豊富な監督員（造園施工管理技士（一級）、街路樹剪定士又は樹木医）を必ず１名配置し作業をすること。

（２）近隣住民に対する配慮のため、出来る限りチェーンソー等、騒音の発生する機械の使用を控えること。

また、作業実施時は、近隣住民への注意喚起の観点から看板等を設置し、作業中であることを周知すること。

（３）高所作業を行う場合は、必ず安全帯を装着すること。

（４）運搬の際は、積載重量制限を超えて枝葉等を積み込まないこと。

（５）受注者は契約後、業務計画書提出時に、各区域における管理目標樹形及び月毎の剪定本数を設定し剪定方法等を協議のうえ、発注者からの承諾を得ること。

（６）業務上発生した道路上の枯葉や粉塵は、ほうき等を用いて清掃をすること。

（７）剪定・除草した枝葉等は、集積し、処分場まで運搬すること。

なお、逗子市環境クリーンセンターで処分する場合は、原則、無料で引き取るものとする。搬入に関しては、別紙「公共事業実施に伴う多量の一般廃棄物搬入に際しての注意事項」を遵守すること。

（８）対象樹木の健全性を確認し、異常等を発見した場合はすみやかに発注者に連絡すると共に、上記の業務を積極的に実施すること。

（９）受注者は月毎に報告書を提出すること。

5. 緊急時の即応態勢

台風、土砂崩れ、大雨、雪等による災害のほか、車両事故による樹木の破損、倒木、若しくは通行人のいたずら、病虫害の異常発生等、通常の維持管理で予測できない事態が発生した場合、市民の快適な環境と道路交通の安全、円滑な運行の確保のため、受注者は緊急連絡時の連絡先と即応態勢について、あらかじめ発注者と協議しておかなければならない。

また、上記災害発生時に発注者から指示があった場合は、受注者はパトロールを実施し、やむを得ず伐採、除去しなければならない樹木等がある場合、遅滞なく発注者に報告しその指示で処理を行うこと。

6. 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで。

7. 支払い方法

契約金額の支払いについては、業務完了後一括して支払いをするものとする。

8. その他

- (1) 受注者は、作業にあたり公共物及び民家等を損傷させないように注意をし、万が一、損傷した場合には遅滞なく発注者に連絡するとともに、指示に従い、受注者の負担において原状復旧し、報告するものとする。
- (2) 受注者は事故等が発生した場合には、まず被害者の救助にあたるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、発注者及び関係機関に直ちに連絡するものとする。
- (3) 業務遂行上故意または過失により、第三者に損害を与えた場合には、発注者の責務に帰する場合を除いて、受注者はその賠償責任を負うものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については逗子市財務規則により、定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者・受注者双方が協議して定めるものとする。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙)

暴力団等排除に係る特記仕様書

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。

*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。

令和7年度 街路樹維持管理業務委託 委託内訳表

路線名	区域所在	高木樹種	管理対象 本数	中低木樹種	中低木剪定 対象面積(㎡)	除草対象 面積(㎡)	附帯処理	備 考
JR逗子駅前広場	逗子1丁目 (JR逗子駅前広場)	ケヤキ クロガネモチ キンモクセイ	2 20 3	ツツジ他	50	50	適宜実施	フラワーポットに年3回花植替え
久木149号他4路線	久木8丁目(久木ハイランド)	サクラ	386			431	適宜実施	信号機や道路標識周辺、民地内に入り込んでいる枝を主に剪定する
久木17号	久木2丁目(久木川上流)	サクラ	12			12	適宜実施	
久木8号	久木ハイランド～久木中学校通り	ケヤキ	1	ツバキ、ツツジ他	122	122	適宜実施	
久木48号	小坪3丁目(西小路小坪線)			ドウダンツツジ	299	299	適宜実施	
小坪201号	小坪2丁目 (小坪ポケットパーク、斜面)	アメリカハナミ ズキ	1	サツキ	50	40	適宜実施	
小坪231号	小坪6丁目(コスモミロス進入路)		30	ツツジ他	200	200	適宜実施	
池子1号	池子1丁目(第一運動公園・南側)	サクラ	55	ヒラドツツジ	410	260	適宜実施	道路標識周辺を主に剪定する
桜山75号	池子1丁目(第一運動公園・東側)	サクラ	42			43	適宜実施	道路標識周辺を主に剪定する
桜山115号	桜山5丁目(逗子病院～逗葉高校)	サクラ	136			150	適宜実施	信号機や道路標識周辺、民地内に入り込んでいる枝を主に剪定する
沼間137号他1路線	沼間5丁目(グリーンヒル)	トウカエデ	385	ツツジ シャリンバイ他	972	600	適宜実施	信号機や道路標識周辺、民地内に入り込んでいる枝を主に剪定する
沼間179号他1路線	沼間3丁目(アーデンヒル)	ケヤキ クスノキ その他	153 79 108	ツツジ シャリンバイ他	4,292	1,500	適宜実施	信号機や道路標識周辺、民地内に入り込んでいる枝を主に剪定する
逗子64号	逗子5丁目(仲町橋右岸側)	サクラ	18			12	適宜実施	
桜山310号	桜山5丁目(コンフォートガーデン)	クロガネモチ他	109	ツツジ 他	540	540	適宜実施	
桜山165号	桜山6丁目(桜山165号)	サクラ	3	アジサイ 他	3	3	適宜実施	
合 計			1,543		6,938	4,262		

支障枝剪定										
・夏季高木剪定(幹周60cm以上120cm未満)	通年作業	障害枝処理、剪定、切口処理	1,389	本	×	10%	=	139	本分	
・冬季高木剪定(幹周60cm以上120cm未満)	通年作業	障害枝処理、剪定、切口処理	1,389	本	×	10%	=	139	本分	
・夏季高木剪定(幹周60cm未満)	通年作業	障害枝処理、剪定、切口処理	154	本	×	10%	=	15	本分	
・冬季高木剪定(幹周60cm未満)	通年作業	障害枝処理、剪定、切口処理	154	本	×	10%	=	15	本分	
中低木管理		剪定刈込物手入	6,938	㎡	×	2 回	=	13,876	㎡	
薬剤散布	サクラに施工	マラソン、スミチオン同等品	652	本	×	2 回	=	1,304	本分	
除草			4,262	㎡	×	2 回	=	8,524	㎡	
フラワーポット花植替え			11	ヶ所	×	3 回	=	33	ヶ所	